

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和元年11月25日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 3番 高橋 誠一
4番 峠田 一徳 5番 浅野 厚司 6番 渡部 基司
7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀 9番 佐藤 一志
10番 小野 博 11番 渡沢 寿 12番 伊藤 圭一
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓
同 上 事務局長補佐 嶋貫 幹子
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第18号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議第45号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

大室事務局長 　　ただ今上程されました、報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　　ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　　ただ今提案されました、報第19号について、ご説明申し上げます。議案書は3ページになります。

　　1番につきましては、賃貸人 ■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 2, 127㎡を農地転用申請のため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） 　　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　　「なし」の声がありますので、報第19号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　　次に、日程第6 議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

　　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　　ただ今上程されました、議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転1件、賃借権設定3件、合計4件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　　農地法第3条第2項各号の規定に基づき、ご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　　ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第45号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページから5ページになります。はじめに、4ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲外1筆 田 合計145㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

次に、5ページをご覧ください。賃貸借権設定の申請となります。

2番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計5,818㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 畑 2,479㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計2,878㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。

はじめに、議第45号 1番の現地調査については、高橋隆推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋隆推進委員より先日報告いただきました。申請地については、全てが耕作されており、周辺農地への影響がないことを確認いただいております。

議長（高橋会長）

次に、2番から4番の現地調査について、

12番 伊藤 圭一 委員より、報告をお願いします。

12番
(伊藤圭一委員)

牧草地として活用する旨の話を聞いておりますし、問題ないものと判断いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） なしの声がありましたので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第7 議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第46号について、ご説明申し上げます。議案書は6ページになります。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 外1筆 畑 合計708㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地であります。例外規定の既存敷地の拡張に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑 23㎡を所有権移転し、雪押場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第46号 1番、2番の現地調査について、2番黒澤ちよ子委員より、報告をお願いします。

2番 (黒澤ちよ子委員) 11月18日に、私と大室事務局長、嶋貫農地係長の3名で5条2件の現地調査を行って参りました。

2番の案件につきましては、■■■■が申請地の南側を宅地分譲した際に境界確認の誤りによって今回の申請地にはみ出し、コンクリート壁を施工してしまったようです。そのため申請人から始末書が提出されていることを確認しております。

1番の案件については、申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長 (高橋会長)

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長 (高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

4番

(峠田一徳委員)

暫時休憩をお願いします。

議長 (高橋会長)

ここで、暫時休憩します。(ときに午後1時43分)

議長 (高橋会長)

総会を再開します。(ときに午後1時45分)

議長 (高橋会長)

他に、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長 (高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長 (高橋会長)

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (高橋会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。

よって令和元年11月18日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

(閉会：ときに午後1時47分)